

(3) 買賣の目的たる不動産の上に存した先取特權又は抵當權の行使に因り買主が其の所有權を失ふた場合及買主が出捐を爲して其の所有權を保存した場合　　買賣の目的たる不動産の上に先取特權又は抵當權が存するときは、買主の取得した不動産所有權は其の實質に於て制限を受け、恰も其の權利に不足部分あるに異ならぬ。けれども先取特權又は抵當權の存するのみにて其の行使なき間は買主は未だ損害を被らない。故に民法は(イ)其の權利の行使に因り買主が所有權を失ふか又は(ロ)買主が出捐を爲して所有權を保存した場合に限り賣主をして責に任せしめ、買主は(イ)の場合に契約解除權及損害賠償請求權を取得し、又(ロ)の場合に其の出捐の償還請求權及尙ほ損害あるときは其の賠償請求權をも取得するものとした(五六)。何れの場合に於ても賣主は買主の善意なりしや否やを問はず、均しく擔保責任を負ふのである。蓋し買主は不動産の上に先取特權又は抵當權の存することを知るも、其の行使を豫期せずして之を買受くることが多いからである。然し買主が此等の物權に依り擔保された債權を受けた場合には右の規定の適用なきこと言ふ迄もない。其の他右

の規定は賣買の目的たる不動産の上に質權の存した場合にも之を類推適用するを正當とする。

(二) 物の瑕疵に対する擔保責任　　此の擔保責任は賣買の目的物に隠れたる瑕疵ありたるに因り賣主の負ふ責任である。從來の立法は普く此の擔保責任を認めて居り、學者は之を瑕疵擔保と稱した。我民法が此の擔保責任を認めた理由に付て學說は岐れてゐるが、契約の當時賣買の目的物に瑕疵ありたるときは、瑕疵ある物其のものが當初より賣買の目的物と爲されたのであり、從て賣主は瑕疵なき物の給付義務を負ふものと解し難いから、右の擔保責任を以て斯様な給付義務の不履行を理由とするものと解することが出來ぬ。けれども買主は賣買の目的物に瑕疵なきことを前提として反對給付を約したものと謂ひ得るから、民法は此の點に稽へ賣主に擔保責任を負はしめたのである。畢竟の利益保護の爲め特に賣主に負はしめた責任であると解するを正當とする。

物の瑕疵につき賣主の擔保責任を生ずるには、(い)瑕疵は契約の當時既に存

せることを要する。從て瑕疵擔保の責任は特定物の賣買に付て之を生ずるを常とする。但し不特定物の賣買に付ても給付の目的物が特定し、危險が債權者に移れる後に於ては特定物の賣買に類似し、瑕疵擔保に付て彼此其の取扱を異にするべき理據がないから、賣主は其の特定せる物の瑕疵につき擔保の責任を負ふと解すべきである（大正一四・三・一二・一三大判民集四卷二一七頁）。尙ほ特定物の賣買に於て契約の締結後に其の目的物に瑕疵を生じたときは瑕疵擔保の問題でなく、債務不履行の問題であるから、第四百十五條の法則に従はねばならぬ。（ろ）瑕疵は隠れたるものでなければならぬ。賣買の目的物が通常有する性質又は特に有するものと定めた性質を具へぬ爲めに（昭和八・一・一四大判民集一二卷七一頁）其の交換價値又は使用價値を減少せるときは所謂瑕疵あるものである。而も右の性質たるや物理上のものなると法律上のものなるとを問はないのである（例へば賣買の目的とせる土地が建築禁止法令施行の地區に屬した場合の類）。

瑕疵が隠れたるものなりや否やは、買主が通常人の注意を用ふるも仍ほ發見することを得ざりしや否やに依り之を判定することを要する。故に買主が目的物を點檢すれば容易に知ることを得べかりし瑕疵にても、其の點檢を爲さざり

しことに付て過失なかりしどきは、之を隠れたる瑕疵と謂ふを妨げないのである（大正一三・六・二三大判民集三卷三三九頁、尙ほ多數の物件につき一々之を點檢して始めて發見することを得る瑕疵は縱令外部に表現せる場合と雖隠れたる瑕疵に外ならない、昭和三・一二・一一大判民集七卷一〇七一頁）。尙ほ隠れたる瑕疵ありと言ふには、賣主が之を知らざりしや否やを問はないのである。

賣買の目的物に隠れたる瑕疵ありたるときは、買主は（イ）之が爲めに契約を爲したる目的を達すること能はざる場合（（一）の（う）の（2）引用判決参照）に限り契約全部解除権及損害賠償請求権を取得し、（ロ）其他の場合に於ては損害賠償請求権のみを取得する（五七〇・五・一項）。即ち賣主の瑕疵擔保は買主をして此等の権利を取得せしむることを其の内容とするものである。民法は右の瑕疵ありたる場合に買主に代金減額請求権を賦與してゐない、蓋し代金減額の範圍を定むることが困難なるに因るのである。以上説明の契約解除権及損害賠償請求権は買主が事實を知りたる時より一年内に之を行使せねばならぬ（五七〇・五・六六・三項）。尙ほ右の規定は物の賣買に關するものであるが、其の適用を物の賣買のみに限るの理據がないから、權利の賣買にも亦之を適用し得るものと解する（同趣旨昭和一三・一二・一四大判民集一七卷二四一・二四頁）。

賣買の目的物に隠れたる瑕疵ありたる場合に錯誤に關する第九十五條の規定を適用し得るや否やは議論ある問題である。之を否定する說あるも、當事者に於て其の目的物が一定の品質を有することを特に意思表示の内容と爲したに拘らず之を有せざりしものとせば、法律行爲の要素に錯誤ある場合であり、且此の場合に第九十五條の規定が特に其の適用を排除されたものと解し得る理據もないから、同條の適用に依り賣買を無効と解さねばならぬ。之に反し、當事者に於て其の目的物が一定の品質を有することを特に意思表示の内容と爲さざりしものとせば、之を有せぬとするも賣買は無効でなく、瑕疵擔保の規定が適用されるのみである(大正一〇・一二・一五〇頁)。

三 強制競賣に於ける擔保責任 強制執行の方法たる強制競賣及競賣法に依る競賣(以下兩者を強制)は國家の機關に依り債務者(又は擔保)の財産を換價する行為である爲め、之に賣買たる性質を否定せむとする說がある(私權保護の一方法と解す集一六卷二)。けれども換價行爲其のものと之に依る競落人の權利取得とを區別して觀察すれば、後者は對價を拂ひ財產權を取得する行爲に外ならぬから、強制

競賣其のものは其の性質上賣買であると解するを正當とする。強制競賣に於て何人を賣主と爲すべきかに付て或は國家機關を賣主と解する說あるも、民法が後述の如く強制競賣の場合に債務者に對し第一次に擔保責任を負はしめたに由て觀れば、債務者(又は擔保)即ち所有者を以て賣主と做したものと解すべきである(民錄一九・六・四大判)(換價行爲其のものは債務者の行爲でなく國家機關の行爲であるから、債務者も亦競落人と爲り得るの故に本文の解釋を非とするに足らぬ)。

強制競賣(競賣法に依る競賣を含む、大正八・五・三大判民錄二五・六・九頁)の場合に於て競賣の目的たる物又は權利にて何人を賣主と爲すべきかに付て或は國家機關を賣主と解する說あるも、民法が後述の如く強制競賣の場合に債務者に對し第一次に擔保責任を負はしめたに由て觀れば、債務者(又は擔保)即ち所有者を以て賣主と做したものと解すべきである(民錄一九・六・四大判)(換價行爲其のものは債務者の行爲でなく國家機關の行爲であるから、債務者も亦競落人と爲り得るの故に本文の解釋を非とするに足らぬ)。

た債権者に對し其の代金の全部又は一部の返還を請求することが出來る（五六二項）（債務者に對し解除又は代金減額の請求を爲したこと）。蓋し債権者も亦當該物又は權利の競賣に因り利益を受けた者に外ならぬからである。以上何れの場合に於ても債務者が物又は權利の欠缺を知りて之を申出せず又は債権者が之を知りて競賣を請求したときは、此等の者に過失があるのであるから、競落人は其の過失者に對し損害賠償の請求を爲すことが出來る（五六八・）。

強制競賣の目的物に隠れたる瑕疵あるも、債務者及債権者は擔保責任を負はない、即ち賣主に擔保責任を生ぜぬ（五七〇）。蓋し其の瑕疵は通常輕微なるに因るのである。

四 擔保責任に関する特約 擔保責任に関する規定は强行規定でない。故に賣買の當事者は特約を以て其の責任を加重又は輕減することが出来る。擔保責任加重の特約に付て、民法は債権の賣買のみを規定の對象としたが、他の權利の賣買に此の種の特約を許さざる趣旨でないから、其の特約あるときは公序良俗に反せざる限り之を有效と認めねばならぬ。

債権の賣買に於て其の賣主は他の權利の賣主と同様、既に述べた法則に従ひ、賣買の目的たる債権の欠缺（他人に屬し、一部が存在せし、他の權利の目的たる類）に付て擔保の責に任ずること言ふ迄もない。然し債権の賣主は債務者の資力を擔保するものではない、唯賣主は特約ある場合に限り債務者の資力に付て擔保責任を負ふのみである。今債権の賣主が債務者の資力を擔保したときは、契約の當時に於ける資力を擔保したものと推定し、若し契約の當時未だ辨済期に至らざりしひときは、辨済の期日に於ける資力を擔保したものと推定する（五六）。蓋し民法はかく推定することが當事者の意思に副ふものと認めたのである。尤も當事者が別段の合意を爲したときは之に従はねばならぬ。其他辨済期の定なき債権の賣主が債務者の將來の資力を擔保したときは、擔保責任存續の期間に制限なきものと推定するの外はない。以上説明の資力擔保の特約は、債務者に資力なく債権の買主が辨済を受け得ざる場合に、其の賣主が賠償の責に任ずる旨を約したものに外ならぬから、斯様な場合に買主は賣主に對し辨済を受け得ざる限度に於て其の賠償を請求し得るものと解すべきである。

擔保責任輕減の特約に付て、民法は第五百七十二條に特別の規定を設けた。即ち賣主は擔保の責任を負はざる旨を特約したときと雖、(1)其の知りて告げざりし事實及(2)自ら第三者の爲めに設定し又は之に讓渡した權利に付ては其の責を免れることが出來ぬ。蓋し(1)の場合は欺罔行爲であり、(2)の場合は知りて告げざると大差ないからである。賣買契約締結後に(2)の行爲あるも、債務の不履行と爲るのみにて擔保責任に影響を及ぼすものではない。

・五 同時履行 第五百六十三條乃至第五百六十六條及第五百七十條に定めた擔保責任に関する法則に基き、契約が解除と爲り又は代金減額の請求ありたる爲め當事者雙方が互に相手方に對し給付を爲すべき義務を負ふときは、第五百三十三條の規定を之に準用する(五七一)。即ち當事者雙方は互に同時履行の抗辯權を有つ。

第二項 買主の義務

賣買の效力として買主は賣主に對し代金を拂ふ義務を負ふ。買主は賣買目的物の引取につき賣主に對し義務を負ふものではない(民鑑二一輯八五八頁)。但し特約を以て買主の引取義務を定めたときは例外である。

買主の代金支拂義務に關し民法は以下説明の特別規定を設けた。即ち(1)其の支拂時期につき特約なきときは、賣買の目的物の引渡につき定められた期限に代金も亦之を拂ふべきものと推定する(五七)。蓋し當事者の意思を推測したのである(目的物の引渡時期につき特約なき場合に代金の支拂時期に)。(2)其の支拂場所につき特約なき場合に於て、賣買の目的物の引渡と同時に代金を拂ふべきときは、其の引渡の場所に於て之を拂ふことを要する(五七)(由(1)と同じ)。(3)代金の利息を拂ふことを約した場合に於て、何時より之を拂ふかにつき特約なきときは、買主は賣買の目的物の引渡の日より其の利息を拂ふ義務を負ふ(五七五)。前に言へる如く未だ引渡さざる賣買の目的物が果實を生じたときは其の果實は賣主に屬するのであるから(五七五)、代金の利息も特約なき限り目的物の引渡の日より之を拂ふを公平と認めたのである。民法が引渡前に生じた果實を賣主に屬せしめた所以は、一面其の果實を賣主に屬せしむると共に、他面目的物の引渡前に於ける保存及管理の費用を賣主の負擔と爲し、以て目的物の引渡前に於ける事實に基き當事者間に複雑なる關係の生ずることを避けむとしたのである。此の立法

趣旨に照せば、賣主は目的物の引渡を遅滞するも其の引渡を爲すまでは果實を
收得し得ると共に、買主も亦代金の支拂を遅滞するも目的物の引渡あるまでは
利息を拂ふを要せざるものと解するを正當とする（判民集三卷四四〇頁）（然し代金の支拂を受
き關係に在りながら之を引渡さざる賣主は果實を收取す）。但し目的物の引渡あるも特約した代金
の支拂期限未だ到來せぬときは、其の期限の到來するまで買主は利息を拂ふこ
とを要せぬ（五七五・二項但書）。

買主は賣主に對し代金支拂の義務を負ふが、同時履行の抗辯に依り其の支拂
を拒み得る外、尙ほ左の場合に其の支拂を拒むことが出来る。

(1) 賣買の目的につき権利を主張する者ありて買主が其の買受けた
権利の全部又は一部を失ふ虞あるとき　此の場合は賣買の目的物につき第
三者が権利を有すること未だ確定せぬも、買主に於て客觀的事情より稽へ其の
買受けた権利を失ふ虞ある場合である（通常人がかく考ふべき）。故に買主は其の危險
の限度に應じ代金の全部又は一部の支拂を拒むことが出来る、但し賣主が相當
の擔保を供したときは此の限りでない（五七）。買主が代金全部の支拂を拒み得
る。

(2) 買受けた不動産につき先取特權、質權又は抵當權の登記あるとき
るか將た又其の一部の支拂を拒み得るかは、第三者の権利が確定したとせば、買
主に於て賣主の擔保責任に關する規定に基き契約全部の解除権を有するか將
た又代金減額の請求権を有するに過ぎざるかに依り、之を判定することを要す
る。

此の場合も亦買主に於て其の買受けた不動産につき権利を失ふ虞ある場合
である。此の場合に買主は第三百七十八條以下の規定に従ひ右の物權滌除の
手續を終るまで賣買代金の支拂を拒むことが出来る（五七）。買主が滌除の手續
を爲したときは、此の手續に於て賣主の債權者に辨濟した金額を賣買代金より
控除し、其の残額を賣主に拂ふを以て足るのである（買主が右の物權に依り擔保された債務を引
論、賣主の債權者に辨濟した金額を
賣買代金より控除することが出來ぬ）。尙ほ右の場合に買主が滌除の手續を爲すべき旨を請求する
ことが出来る（五七七）（買主が此の請求を受け尙ほ滌除の手續）。

以上(1)及(2)の場合に於て買主が代金の支拂を拒むときは、賣主は買主に對し

代金の供託を請求することが出来る(五七)。

第三款 買 戻

一 買戻の意義 買戻とは不動産の賣買契約と同時に爲された特約に因り賣主の取得した解除権の行使による賣買契約の解除を謂ふのである(五七)。此の特約を買戻の特約と謂ひ、之に因り賣主の取得せる権利を買戻権と謂ふ。買戻は不動産の賣主をして他日再び其の不動産の所有權を取得せしめむことを目的とするものである。此の目的は不動産の再賣買の豫約若くは解除條件附賣買に依りても亦これを達し得られるのであるが、民法は此等の方法のみにて足るものとせず、特に買戻の制度をも認めて原所有者の保護を圖つたのである。

買戻は不動産の賣買のみに關する。民法は不動産の賣買に限り買戻の制度を設け、其の他の賣買に付て買戻の規定を設けてゐない。蓋し不動産以外のものの賣買に付ては、實際上買戻の制度を認むるの必要にせまられてゐないのである。

ならず、買戻の特約を公示する方法を缺くからである。然し不動産以外のものの賣買に付ても特約を以て買戻即ち解除権の留保を爲することは毫も妨げない。唯其の解除権の行使に因る解除は之を民法所定の買戻と謂ひ得ないのみである。

買戻特約は賣買契約と同時に之を締結せねばならぬ。賣買契約の締結後に特約を以て解除権を留保するも買戻でない。蓋し民法は成るべく買戻を制限せむとしたのである。賣買契約と同時に締結されたるや否やは、當該特約が買戻なるや將た又再賣買の豫約なるやを區別するの基準となることが多い。斯の如く買戻特約は賣買契約と同時に之を締結せねばならぬが、兩者は一體を爲すものでなく、買戻は賣買契約に從たる別箇の契約である(大正一〇・三・三一大判民鑑二七輯六七七頁)。故に當事者は其の合意に因り賣買契約を其の儘とし買戻特約のみを消滅せしむることを妨げぬ。

買戻権は解除権である(買戻特約が解除権の留保なることは法文に、「解除を爲す」と在るに照し自ら明である)。買戻権は賣主たる地位に伴ふ形成権であり、賣主たる地位と共に於けるに非ざれば之を他人に譲渡すること

とが出来ぬ。加之賣主が既に賣買契約上の義務を履行した後に於ては權利のみを有するのであるから、買主の同意なくとも其の權利、從て又買戻権を他人に譲渡し得るのであるが、之に反し、賣主が未だ賣買契約上の義務を履行せぬときは買主の同意なくして其の地位を他人に譲渡し得ばから、買戻権も亦其の同意なき限り之を譲渡することが出来ぬ。尙ほ買戻は後述の如く其の登記を爲さざる限り之を第三者に對抗し得ぬのであるから、買戻権の譲渡も亦其の登記を経ざれば之を以て第三者に對抗し得ざるものと解さねばならぬ（大正一一・一二・二一）（譲渡人より買主に對する通知又は買主の承諾を必要）。

二 買戻の期間

買戻権の存在は法律關係を不安定の狀態と爲し不動産の利用、改善に害なしとせぬから、民法は其の存續期間を限定した（五八）。即ち（1）當事者が買戻権の存續期間を定めたときは其の期間は十年を超えることが出来ぬ、若し之より長き期間を定めたときは之を十年に短縮する、且當事者の定めた存續期間は後日之を伸長することが出来ぬ。（2）當事者が買戻権の存續期間を定めざりしどきは其の期間は之を五年とする。民法が之を五年に限定した

法意より推せば此の期間も亦之を伸長し得ざるものと解さねばならぬ。

當事者が買戻につき始期を附したときは（例へば契約後三年を経過すれば何時にても買戻することを得と定めた場合の類）其の始期の到来した時より五年内に買戻を爲すことを要する、但し契約成立の時より十年を経過すれば買戻権は消滅する（大正一二・八・二一）（判民集二卷五八二頁）。此の事は第五百八十條第一項の規定が契約の時より十年を超えて買戻権の存續を許さざる法意に照ら明である。故に買戻の始期を契約成立の時より十年後に定めたときは買戻契約は無効である（判民集七卷一〇三〇大）。

買戻に停止條件を附した場合亦同一に解さねばならぬ。尙ほ民法施行前に當事者が買戻に期間を定めず若くは數十年の期間を定め民法施行後尙ほ其の残期が十年を超えるときは、民法施行の日より十年内に限り買戻権は存續したものと解すべきである（民法施行法三四、）（同趣旨五・八大判民錄）。

三 買戻権の行使

買戻権の行使に付ては第五百四十條の規定に従ふことを要するも、買戻権は他の解除と異なり、意思表示のみに依りて之を行使することが出来ぬ。買戻権者は買戻期間内に、曩に賣買契約の際買主の拂ひたる代

金及其の契約の費用(本節第一款参照)を相手方に提供して買戻の意思表示を爲すことを要する(五七九、五八三・一項)。即ち代金及契約費用の提供は買戻の條件である。蓋し民法は之を買戻の條件とすることが當事者の意思に副ふものと認めたのである。然し其の提供を以て足るのであり、相手方の受領若くは其の拒絕の場合に供託を必要とするものではない。加之買戻権者が代金及契約費用を提供して買戻の意思表示を爲せば、之を相手方に交付せざるも、適法に買戻即ち賣買解除と爲りたるものと解さねばならぬ。蓋し代金及契約費用は解除に因る相手方の給付と交換的に之を交付すれば足ること第五百四十六條の規定に照し明白なるが故である。從て買戻権者は代金及契約費用を相手方の給付と引換に交付すべき旨の提供を爲して買戻を爲し得るものと解すべきである。然し其の提供は現實に之を爲さねばならぬ(相手方の目前に呈示せざるも金員を携帶して其の受領を催告すれば足る、大正一一・一・四大判民集一卷六二九頁)。唯相手方が豫め受領を拒みたるときは所謂言語上の提供を以て足るのである(四九三)(大正八・九大判民錄二・金額に少の不足あるに過ぎざるときは提供なきものと、大正九・一二・一八大判民錄二六輯一九四七頁)。尙ほ提供すべきものは代金(大正六・一大判民錄二七輯一五三九頁)。尙ほ提供すべきものは代金及契約費用に限るのであり、此等のもの以外に尙ほ金員の提供を特約するも、其

の提供の特約は無効である。蓋し之を有效とせば買戻は困難と爲り民法が原所有者を保護せむとする精神に反するからである(大正一五・二・二八)。之に反し民法所定の金員の一部例へば代金のみを提供して買戻す旨の特約は有效である(民錄二七輯一五三九頁)。其の他買戻の意思表示は買戻期間内に相手方に到達せねばならぬ(期間内に代金その他を提供せずして買戻権を喪失したときは後に至り相殺の意思表示を)。

買戻を爲すことを得る者は賣主及び其の承繼人である。尙ほ買戻権者の債権者は承繼人に非ざるも、第四百二十三條の規定に依り債務者たる買戻権者に代はりて其の者の買戻権を行使することが出来る。民法は此の場合に買戻の相手方たる買主(又は其の承繼人)は裁判所に於て選定した鑑定人の評價に従ひ不動産の債務を辨済し、尙ほ餘剰あるときは之を賣主に返還して買戻権を消滅せしむることを得るものとした(五八)。蓋し賣主の債権者は其の債権の辨済を得れることはを得しめたのである。

買戻の相手方は買主及其の承継人である。買主が買戻の特約を登記せる不動產(後段の説明参照)を第三者に譲渡したときは其の譲受人に於て買主たる地位をも承継したものと解し得るのであるから(代金支拂後は買主たる地位の譲渡に買主の承諾を要せぬと解する)、買戻權者が買戻を爲すには右の譲受人に對し代金及契約費用を提供して買戻の意思表示を爲さねばならぬ(明治三九・七・四大判民錄一二輯一〇六六頁) (反對説)。

買戻の效果として、一般の解除に於けると同様、各當事者に原狀回復の義務を生ずる。即ち(1)買戻者は買戻の際提供した代金及契約費用を未だ相手方に交付せずとせば之を相手方に交付する義務を負ふ。但し當事者が別段の意思を表示せざりしときは代金の利息は買戻の目的たる不動產の果實と相殺したもとのと看做す(五七)。蓋し當事者間に錯綜せる關係の生ずることを避けむとしたのである。然し買主又は不動產の轉得者が當該不動產につき費用を支出したときは、買戻者は第百九十六條の規定に従ひ之を償還することを要する。但し有益費に付ては裁判所は買戻者の請求に因り之に相當の期限を許與することが出来る(五八三)。(買戻と爲りたるときは買戻者に於て當該費用を償還せねばならぬ)。(2)買戻の相手方は

買戻の目的たる不動產を買戻者に返還すれば足るのであり、別段の意思表示なかりしあとは其の果實を返還することを要せぬ。

買戻は解除であるから、一般の解除と同様、債權的效力を生ずるのみにて物權的效力を生ぜぬ、即ち買戻に因り第三者の権利を害することを得ざるを本則とする(第一章第五節第四款一参照)。けれども賣買契約と同時に買戻の特約を登記したときは買戻は第三者に對しても其の效力を生ずる(五八一)。從て當該不動產につき権利を取得した第三者は買戻の結果其の権利を失ふ。尤も登記を爲した賃借人の権利は其の殘期(買戻の時に尚ほ残期ある場合)一年間に限り之を以て買戻權者に對抗することができない(五八一)。此の規定は不動產の賃貸借が不動產の普通の利用方法なるに稽へ特に其の賃借人を保護したのである。尚ほ上記規定に所謂買戻特約の登記は、必ずしも賣買契約の成立と同時に之を爲したことを要せず、賣買に因る権利移轉の登記と同時に之を爲せば足るのである。

四 共有者持分の買戻 不動產の共有者が買戻の特約を以て自己の持分を

賣却した場合に於て、其の買戻前に共有物につき現物の分割又は分割の爲めにする競賣ありたるときは(参照^(二五八))、買戻に關し以下の法則に從ふ。即ち(1)賣主(買
者)は買主(相手方)が既に受けた若くは受くべき部分又は競賣代金につき買戻を爲すことが出来る。斯の如く共有物の分割又は競賣は賣主の利害に影響を及ぼすから、賣主に通知せずして爲した分割及競賣は之を以て賣主に對抗することが出來ぬ(五八)。(2)賣主は買主が共有物たる不動産の分割を請求し且自ら競落人と爲りたるときは、競賣代金及當初の賣買契約の費用を拂ひて買戻を爲し其の不動産全部の所有權を取得することが出来る(一項五)。即ち賣主は裏に賣却した持分のみにつき必ずしも買戻を爲さねばならぬのでなく、之に代へ當該不動産の全部につき買戻を爲すことを妨げぬのである。言ひ換へれば(1)及(2)の買戻の何れかを選択し得るのである。但し他の共有者より分割を請求したに因り買主が競落人と爲りたるときは、賣主は其の持分のみにつき(1)の買戻を爲すことが出来ぬ、唯不動産の全部につき(2)の買戻を爲し得るのみである(二項五)。蓋し競落人たる買主は自ら分割を請求せる者に非ざる故、之を保護すると共に、

再び共有の状態を生ずることを避けむとしたのである。

第四款 特種の賣買

一 見本賣買　見本賣買とは見本、雛形其の他の試品に依る賣買の謂である。見本賣買は賣買の目的物が試品に依り定められた性質を有すべきものとせる約款附の賣買であり、此の點に於て普通の賣買と異なるのである。見本賣買には斯様な約款の存する爲め、其の賣買が不特定物の賣買なる場合に於て、給付の目的物が試品に適合せざるときは契約の本旨に従ひたる履行なく即ち賣主の債務不履行と爲り、又特定物の賣買なる場合に於て、其の物が試品に適合せざるときは賣買の目的物に瑕疵あるものとして賣主に瑕疵擔保の責任を生ずる(大正一五・五・二四六)。見本賣買なりや否やは各箇の場合に當事者の意思を解釋して之を判定せねばならぬ。見本が交付されたときは一應見本賣買と推定し得るも、其の實、見本賣買に非ざるときは反證を擧げて其の推定を覆し得るのである。給付の物體が見本に適合せるや否やは、契約の趣旨と取引の慣習とに從

ひ之を判定することを要する。尙ほ見本に隠れたる瑕疵ありたるときは、賣主は瑕疵ある見本其のものに適合せる物を給付するも、此の目的物の瑕疵に付て擔保の責任を免れない。

二 試味賣買　試味賣買とは買主が目的物を試味(又は點驗)して自己の意に適せることを停止條件とする賣買なるを常とするが、其の意に適せざることを解除條件として之を締結することを妨げぬ。意に適せるや否やは買主の表示(觀念)に依り定まるが、買主は債務者なると同時に債權者であるから、此の種の賣買を第百三十四條の規定に依り無効と做すことが出來ぬ。買主の意に適するや否やの表示につき期間の定なかりしことは、賣買の一方の豫約(民法は之を條件附賣買と同視した)に關する第五百五十六條第二項の規定を準用するの外はない(明文を設けた)。

三 繼續的供給契約　此の契約は當事者の一方が一定又は不定の期間、物品其の他のものの供給を約し、相手方が之に代金を拂ふことを約するに因りて成立する。繼續的供給契約は財產權の移轉を目的とするときは賣買であるが

然らざるときは賣買に類する有償契約である。例へば材木の繼續的供給契約は賣買なるも、電氣の供給其のものに著眼せる電氣供給契約は賣買に類する有償契約である(昭和一二・六・二九民集二卷一〇一九頁大判) (瓦斯の供給契約)。繼續的供給契約の場合に給付は箇々に爲されるも、此の契約は單一の契約である。當事が一回の給付を履行せざる場合に於ける同時履行の抗辯の許否、契約解除の問題等は前に説明した

(第一章第四節第一款第二項二の(一)、同項四参照)

四 割賦拂約款附賣買

此の賣買は代金を定期に拂ふ趣旨の約款を含む賣買である。此の賣買に在りては、契約成立の際賣買の目的物を交付し代金は月賦、年賦等にて之を拂ふのであるから、賣主は損失の危險を慮り買主をして不利益なる特約を爲さしむることが多い。此の特約が其の内容に於て公序良俗に反するときは無効なること言ふ迄もない(獨法は買主の利益保護の爲め特別法を以て特約の效力を制限した)。買主が割賦拂の懈怠に因り期限の利益を失ひ又は其の懈怠に因り契約が解除と爲る旨の特約ある場合に於て、買主に懈怠あるときは、別段の定なき限り、賣主の請求若くは解除の意思表示を待ちて、代金未拂残額全部につき辨済期が到来し(從つて消滅時效も

其の請求ありたる時より進行する、同趣旨昭和一五・三・一三大判民集一九巻五四四頁)、又は契約が解除と爲るものと解するを正當とする。蓋し賣主の請求又は意思表示を要せずとする解釋は買主に苛酷と爲るからである。

第四節 交換

交換は當事者が互に金錢の所有權に非ざる財產權を移轉することを約するに因りて成立する契約である(五八六)。當事者双方の給付は何れも金錢の所有權に非ざる財產權の移轉を目的とするものでなければならぬ。當事者が金錢に依り給付の目的物を評價したとするも物對物の取引の合意は交換契約に外ならぬ。兩替は金錢の取引であるから、交換でなく、之に類する有償契約である。

交換は賣買と同様、債權契約である。其の效力に付ては民法に特別の規定を設けぬから、賣買の規定を之に準用せねばならぬ(五五)。尙ほ交換に於て當事者が雙方の給付を均等の價格と爲す爲めに、其の一方より相手方に他の權利と共に金錢の所有權を移轉することを約したときは、其の金錢に付ては賣買の代金

に關する規定を準用する(五八六)。之を補足金附交換と謂ふ。此の種の契約は交換及賣買の規定を準用すべき一の混合契約である(本章第一節二の説明中(1)参照)。

第五節 消費貸借

一 消費貸借の意義 消費貸借は當事者の一方が種類、品等及數量の同じき物を以て返還を爲すことを約し、相手方より金錢其の他の物を受取るに因りて成立する契約である(五八)。

(一) 消費貸借は金錢其の他の代替物の交付を其の成立要件とする契約である。消費貸借の目的と爲り得る物は金錢其の他の代替物に限る。消費貸借は後日同一の物を以て返還する合意の下に物を貸與する契約であるから、貸借の目的物は金錢其の他の代替物でなければならぬ。且消費貸借の成立には其の物の交付を要件とするから、消費貸借は要物契約である(外國の法制亦殆んど同じ)。從て物の交付なき限り、當事者が其の返還に關する合意を爲すも之に因りて消費貸借は成立せぬ。尤も返還の合意が物の交付に先だつても、返還の合意と物の交付

とが連續的に爲されたと觀察し得る限り、物の交付の時に消費貸借は完成したものと解すべきである（同趣旨昭和八・三・六・大判民集一二卷三二五頁、同一一・六・一・六・大判民集一五卷一一）（金の交付前に消費貸借擔保の目的を以て設定された抵當權は此の故に無効と爲るものではない、大正二・五・八大判民錄一九輯三一三頁）。但し当事者の一方が相手方に對し當該合意に因り物の交付を爲すべき債務を負ふたものとせば、其の合意は消費貸借の合意でなく、消費貸借の豫約と解するの外はない（諾成的消費貸借と解するは技巧的である）。次に金錢其の他の代替物の交付は必ずしも現實の引渡なることを要せぬ、之と同視すべき行爲（簡易の引渡、占有の改定）にて足るのである（前拂利息を控除するも控除額につき消費貸借の成立し控除利息が法定の制限を超過するときは其の超過額につき消費貸借は成立せぬ、昭和五・一・二八大判民集九卷四九頁）。何れにするも其の交付に因り目的物の所有權は貸主より借主に移轉する。然し消費貸借は貸主が借主をして物の所有權を取得し、之を處分することを得しめむ事を目的とするものであるから、貸主より借主に對し直接に所有權の移轉なくとも、借主が受取つた物につき所有權を取得するときは、仍ほ當該貸主、借主間に消費貸借の成立を肯定せねばならぬ（例へば借主が第三者の移轉に因り又は即時時效に因り當該目的物につき所有權を取得した場合）（類同趣旨昭和八・九・一五大判民集一二卷二三四七頁、同九・四・六・大判同一三卷四九三頁）。加之目的物其のものの交付なくとも、其の交付ありたると同一の經濟上の利益が借主に歸

するときは亦之に因り消費貸借は成立するものと解するを正當とする（其の利益物の受取と同視し得るからである、同趣旨明治四四・一一・九大判民錄一七輯六四八頁、大正二・一・二二前掲大判、同一一・一〇・二五大判民集一卷六二一頁）。例へば貸主が借主に對し不代替物を交付し、之を評價して其の價額につき消費貸借を爲し、又或は借主をして之を賣却せしめ其の代金額につき消費貸借を爲す場合の類である（後者には特約なき限り代金取立の時に消費貸借は成立する、（金錢貸與の手段として振出された手形の割引に依り金錢を取得すれば其の物に關する危險の負擔者は貸主である、（時に消費貸借は成立する、大正一・四・九・二四大判民集四卷四七〇頁、其の他銀行預金の振替勘定に依り消費貸借の合意を爲し其の振替ありたる場合亦同じ）。

(二) 消費貸借は金錢其の他の代替物の返還を約する契約である。消費貸借の成立には、其の當事者間に目的物の返還に關する合意が爲されねばならぬ。即ち借主は貸主に對し受取つた物と種類、品等及數量の同じき物を以て其の返還を約することを要する。受取つた物其のものの返還の合意は他の契約と爲るは格別、消費貸借と爲らぬ。同種、同等及同量の物でなく、他の給付を爲すべき合意も亦同様である。但し受取つた數量より寡額の返還が合意されたときは消費貸借及贈與（貸主が贈與者）の併存するものであり、又多額の返還が合意されたときは概ね利息附の消費貸借が成立したものと解すべきである。

(三) 消費貸借は片務契約である。消費貸借に因り貸主は借主に對し義務を負ふことを約するものでなく、借主のみ貸主に對し物の返還を約するのであるから、消費貸借は片務契約である。尤も貸主は後に説く如く目的物につき擔保責任を負ふも、此の責任は法律に因り負ふ責任であるから、此の事は消費貸借を片務契約と做すの妨げと爲るものではない。尙ほ消費貸借が片務契約なることは消費貸借が利息附なると否とに依り差異を生ぜぬ。但し利息附消費貸借は他の片務契約と違ひ有償契約である(第一章第二節二参照)。

二 準消費貸借 消費貸借に因らずして金錢其の他の物を給付する義務を負ふ者ある場合に於て、當事者が其の物を以て消費貸借の目的と爲することを約したときは、消費貸借は之に因りて成立したものと看做す(五八)。例へば賣買に因り代金支拂の債務を負ふ者と相手方との間に於て其の代金につき消費貸借を成立せしむる契約を爲すの類である。民法が此の場合に消費貸借の成立を認めた所以は、一面債務者が既存債務の目的物を債権者に給付し更に債権者より之を受取るに因りて始めて其の當事者間に消費貸借を成立せしめ得るもの

のとするは實際上不便であるのみならず、他面此の方法に代へ當事者間の契約を以て既存債務の目的物につき其の授受を省略し直に之を消費貸借の目的とするも、經濟上の結果に於ては其の授受ありたると同一に歸し、從て其の契約に消費貸借と同一の效果を認めて必ずしも不當と言へぬからである。即ち民法は物の交付なきに拘らず當事者間の契約を消費貸借に準じたものに外ならぬ。故に學者は之を準消費貸借と謂ふ。

準消費貸借の成立には、(い)當事者間に於て既に金錢其の他の代替物の給付を目的とする債務の存在することを要する。既存債務が消費貸借に因りて生じたものなる場合に於ても亦第五百八十八條を準用し其の給付の目的物につき準消費貸借を爲すことを妨げぬ(大正二・一・二四六
判民錄一九輯一二頁)。既存債務が無效其の他の事由に因り全く存在せざるときは、縱令當事者間に消費貸借を契約するも、準消費貸借の成立せざるは勿論、其の一部が存在せざるときは、唯其の存在する範圍に於て消費貸借は成立するのみである(同題旨大正三・一〇・一四
大判民錄二〇輯七七二頁)。尤も當事者が將來發生すべき債務の目的物につき消費貸借を約したときは、其の債務の發生と共に

に準消費貸借は成立するものと解さねばならぬ（民錄二〇・二八・大判）（貸主が準消費貸借成證書を提出したときは之に既存債務の記載なしとするも、右の成立は一）。（ろ）既存債務の當事者が其の給付の目的物を以て消費貸借の目的と爲す旨の契約を爲すことを要する。準消費貸借に在りては、此の契約を以て物の交付に代へたのである。此の契約に因り既存債務は消滅するや否やに付て學説は岐れてゐるが、當事者の意思に従へば、或は準消費貸借契約に因り既存債務即ち舊債務を消滅せしめて新債務を發生せしめむとした場合あると共に、或は債務の同一性を維持しつつ唯其の内容のみを變更せむとした場合あることとも亦之を否定することが出來ぬ（同趣旨大正五・二四判民錄二四・二四同民集一二・二六・五頁）。前者の場合に於ては舊債務消滅の結果、特約なき限り之に從たる債務、擔保權、抗辯權等も亦消滅せねばならぬ（例へば債務者は舊債務に附着せる同三〇・大判民錄二）。加之新債務は準消費貸借其のものを發生原因とするものである（舊債務が消滅し新債務の發生する場合に於ても之を）。之に反し、後者の場合に於ては以上の如き重大な效果を生ずるものではない。當事が何れの趣旨に於て契約を爲したかは各箇の場合につき其の意思を解釋して之を判定せねばならぬ、意思分明

ならざるべきは後者の趣旨であると解するを正當とする。

準消費貸借は之を消費貸借と看做すのであるから、之に因り舊債務が消滅する是否とを問はず、爾後の債務は普通の消費貸借に因る債務と同視され、之と同一の取扱を受くるものなること言ふ迄もない。

三 消費貸借の豫約 消費貸借の豫約は後に消費貸借を爲すことの内容とする豫約である。此の豫約後に物の交付及其の返還の合意あるに因りて始めて消費貸借は成立するのである。

消費貸借の豫約に因り、其の當事者的一方のみが物を交付して消費貸借を成立せしむる義務を負ふに止まるときは、其の豫約は一方の豫約であり、相手方も亦其の物を受取り消費貸借を成立せしむる義務を負ふときは、其の豫約は雙方の豫約である。何れの場合に於ても豫約者の相手方が豫約者に對して取得する金錢其の他の代替物の交付を請求する権利は相手方に對する豫約者の信用を基礎とするものであるから、相手方は此の権利を任意に他人に譲渡することが出來ぬ（譲受人に對する給付を譲渡人に對する給付と同視し得るときは其の譲渡を有效とし、其の給付に因り豫約者と譲渡人との間に消費貸借の成立を認める説がある）。加之相手方の権利

は其の實質に於ては消費貸借の成立を請求する権利に外ならぬから、豫約者は之と相手方に對する自己の他の權利とを相殺し物を交付せずして消費貸借を成立せしむることが出來ぬ（民錄一九輯四五八頁 大正二・六・一九大判）。

消費貸借の豫約は爾後當事者の一方が破産の宣告を受けたときは其の效力を失ふ（五八）。蓋し借主の破産は貸主、借主間の信用關係に影響を及ぼし、又貸主の破産は借主の豫期した貸借の成立を困難とするからである。破産の宣告は豫約成立後の事實でなければならぬ。豫約成立前に既に當事者の一方が破産の宣告を受けてゐたとせば、錯誤に關する法則に従ひ豫約の效力を判定する外はない。

四 消費貸借の效力

(一) 貸主の擔保責任 消費貸借の效力として、貸主は借主に對し契約上の義務を負はぬが、自己の交付した物の瑕疵につき責を免れない。但し此の責任を負ふや否やも、消費貸借が利息附のものなると否とに依り異なるのである。

即ち(1)利息附の消費貸借に於て物に隠れたる瑕疵ありたるときは貸主は瑕疵

なき物を以て之を代ふることを要する、但し損害賠償の請求を妨げぬ（一項五九〇・一）。

即ち利息附消費貸借の貸主は物の瑕疵につき擔保責任を負ふを本則とする。蓋し利息附消費貸借は有償契約であるから、賣買契約に於けると同一の理據の下に貸主に擔保責任を負はしめたのである。此の擔保責任は目的物に隠れたるものと認むべきかは賣主の擔保責任につき説明した通りである（第三節第二款第二項第二目二の二）。瑕疵は隠れたるもの、言ひ換へれば通常人の注意を用ふるも發見し得ざりしものなることを要するから、借主が其の瑕疵を知り又は過失に因り知らざりしきは貸主に此の擔保責任を生ぜぬ。之に反し、貸主が之を知らざりしや否やは其の擔保責任に影響を及ぼすものではない、即ち貸主は善意なると惡意なるとを問はず此の擔保責任を負はねばならぬ。次に此の擔保責任は借主をして代物請求權及損害賠償請求權を取得せしむることを其の内容とする。民法が借主に代物請求權を認めた所以は、消費貸借が代替物を目的とするに因るのである。尙ほ上記規定は強行規定でないから、當事者間に特約あるときは之

に従はねばならぬ、但し賣主の保責任に關する第五百七十二條の規定の準用あること勿論である（^{五五九}参照）。以上説明の如く民法は物の瑕疪に對する貸主の擔保責任を定めたが、權利の瑕疪に對する貸主の擔保責任を定めてゐない。故に權利の瑕疪に關する賣買の規定を利息附消費貸借に準用せむとする說あるも、遂に之に左袒し難い。蓋し借主が目的物の所有權を取得せず若くは物の不存在の爲め之を受取らぬときは消費貸借は成立せぬのであるから、其の不成立にも拘らず法律が貸主に責任を負はしめむとするならば特別の規定を要する道理である。然るに其の規定を缺くは即ち其の責任を否定したものと解さねばならぬからである。（2）無利息の消費貸借に於て物に隠れたる瑕疪あるも、貸主は之につき責に任せず即ち擔保責任を負はざるを本則とする。蓋し無利息の消費貸借は無償契約なるに因るのである。從て借主は貸主に對し代物を請求することが出來ぬ。けれども貸主が其の瑕疪を知りながら之を告げざりしそうは、擔保責任を負はねばならぬ。此の擔保責任は借主をして代物請求權及損害賠償請求權を取得せしむることを內容とする利息附消費貸借の場合に

於けると同様である（^{五九〇}二項但書）。

（二）借主の義務

（い）返還の義務 消費貸借の效力として、借主は貸主に對し目的物につき返還の義務を負ふ。

返還の目的物は借主が受取つた物と種類、品等及數量の同じき物なることを要する（^{五八}）。但し以下の例外がある。（1）瑕疪ある物を受取つた借主は其の物の價額を返還することが出来る。抑も借主が瑕疪ある物を受取つたときは、之と同等の物を以て返還すれば足るのであるが、瑕疪ある物を求むることは必ずしも容易でないから、民法は無利息の消費貸借に付て、借主は瑕疪ある物の價額を返還し得るものとした（^{五九〇}）。之に依れば借主は瑕疪ある物を返還するか又は其の價額を返還するか、任意に之を定め得るのであり、畢竟此の趣旨に於て任意債務を負ふものと謂はねばならぬ。尙ほ民法は明文を設けぬが、利息附の消費貸借に付ても、瑕疪ある物を受取つた借主が代物を請求せざりしときは、瑕疪ある物と同等の物を返還するか又は其の價額を返還し得るものと解すべき

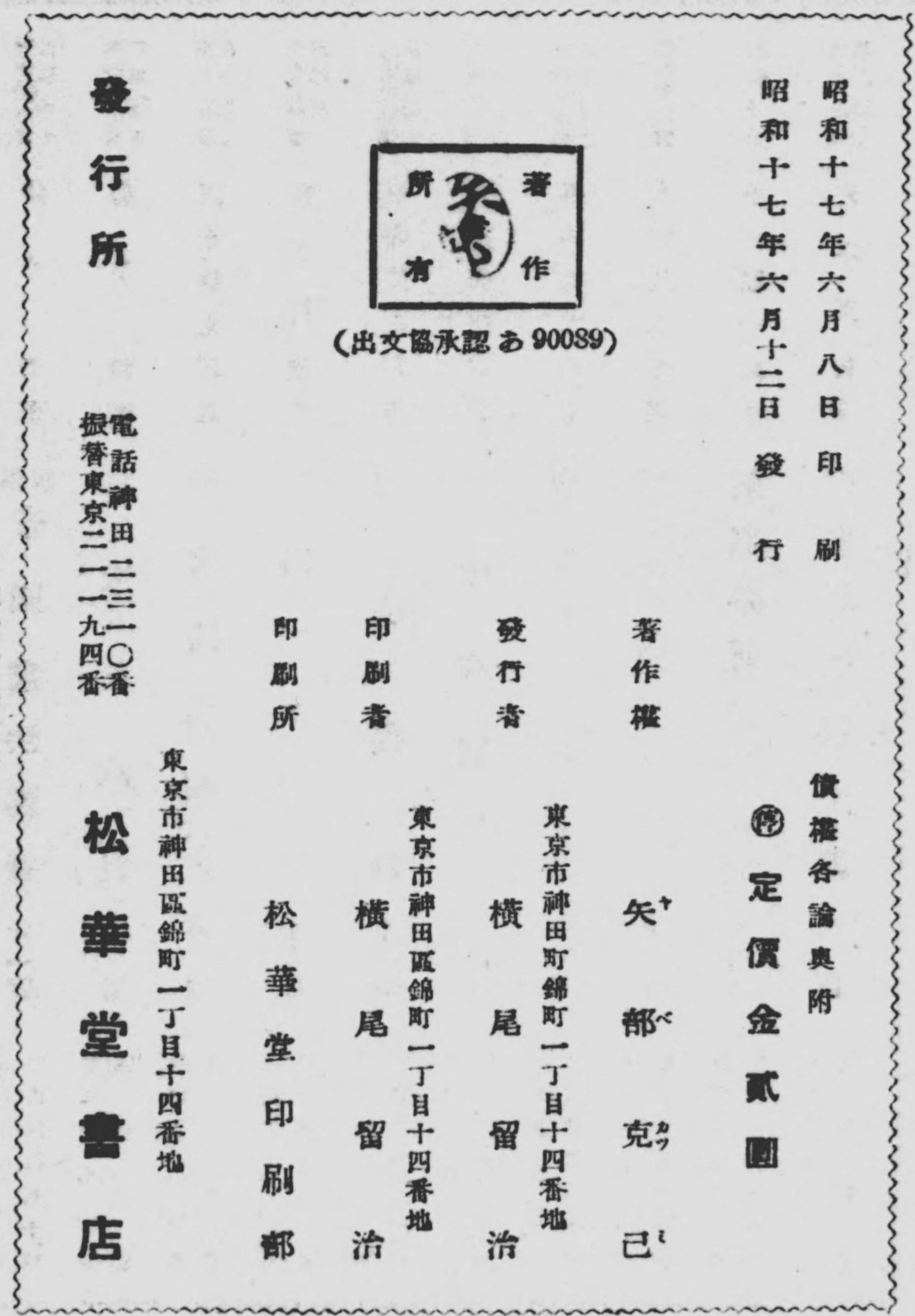
である。以上説明の物の價額は返還義務の履行期及履行地の價額に依るべきものなること言ふ迄もない。(2)借主が受取つた物と同種、同等及同量の物を以て返還すること能はざるに至りたることは、其の時に於ける物の價額を償還することを要する。但し第四百二條第二項の場合は此の限りでない(五九)。物の返還不能の場合に一般の法則に従へば借主は其の債務を免れるのが(五一照)。消費貸借に在りては、借主は既に受取つた物を消費し利益を受けてゐるから、特に借主をして債務を免れしめず、物の價額を償還せしむるのである。返還不能と爲りたる時の價額に依る所以は、返還義務の履行期に於ける價額の算定が困難なることあるに因るのである。尙ほ上記但書の規定に依れば消費貸借の目的と爲した特種の通貨が強制通用の效力を失ひたるときは、借主は他の通貨を以て返還することを要するのであり、此の場合は價額償還の例外である。

返還の時期は其の定ある場合と定なき場合とを區別して考察することを要する。(1)當事者が返還の時期を定めたときは(期限なるとを問はぬ確定)素より之に従はねばならぬ。唯無利息の消費貸借に限り、其の借主は期限の利益を抛棄して返

還の時期以前に返還を爲すことを得るのである(参照一三六)。(2)當事者が返還の時期を定めざりしあときは、貸主は相當の期間を定めて返還の催告を爲すことが出来る(五九一)。一般的債務に在りては、履行期の定なき場合に債権者は何時にても履行の催告を爲し債務者を遅滞に付することを得るのであるが、消費貸借に在りては、借主に返還の準備を爲さしむる趣旨に於て、貸主の返還催告は相當の猶豫期間を定めて之を爲すべきものとしたのである。此の規定は全く借主の利益保護を目的とするから、貸主が相當の期間を定めずして返還の催告を爲した場合に、借主が此の規定に依り保護を受けむと欲するならば、其の催告の失當なることを抗辯することを要する(大正八・五・一七大判民錄二五轉八七〇頁)。此の抗辯の提出なきときは相當の期間を定めずして爲された催告であつても、之に従はざる借主を履行遅滞に付するの効果を生ずるのである(昭和五・六・四大判民集九卷五九五頁)。加之借主が此の抗辯を提出するも、右の催告は無効となるのでなく、借主は催告を受けた時より返還の準備を爲すに相當の期間を経過すれば、其の時より履行遅滞の責を免れない(昭和五・一・二九大判民集九卷九七頁)(は反對説がある)。尙ほ當事者が返還の時期を定めざりしあときは、

借主は何時にも返還を爲すことが出来る（五九一・）。此の規定は同條第一項との對照上返還時期の定なかりし場合に關するものなること自ら明である。

(ろ) 利息支拂の義務 利息附の消費貸借に在りては、其の契約の效力として、借主は貸主に對し物の返還義務の外、尙ほ利息を拂ふ義務を負ふ。利息は金錢其の他の代替物なることを要するも、必ずしも元本と同種の物なることを要せぬ。其の率は特約に從ふも、特約なきときは法定利率に依る（四〇四）。其の支拂時期に付ては民法中規定を缺くから、特約又は慣習に依り之を定むるの外はない。



(配給元 淡路市神田町二十九番地 日本出版配給株式會社)

發行所 電話神田二三一〇番 振替東京二一一九番地

松華堂書店

【松堂書行刊の一部】

法學博士 清水澄著	巡帝國憲法講義廿一版
法學博士 清水澄著	行政法要綱(全)再版
法學博士 渡邊宗太郎著	行政法要綱(全)再版
法學博士 泉二新著	刑法ブリント十八版
法學博士 平井彦三郎著	刑法要論十一版
法學博士 平井彦三郎著	刑法論綱(總論)品切
法學博士 大竹武七郎著	刑法論綱(各論)品切
司法院記官 司法書記官	刑法綱要(各論)八版
法學博士 宮本英脩著	新刑事訴訟法要論十三版
法學博士 京大教授	平沼駿一郎著
法學博士 京大教授	宮本英脩著
法學博士 京大教授	刑事訴訟法大綱三版

420
392

¥2.00